

【公布された条例等のあらまし】

徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則及び徳島県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第五十一号）

一 東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する次に掲げる規則による資金の貸付けの特例の適用期間を令和三年三月三十一日まで延長することとした。

1 徳島県沿岸漁業改善資金貸付規則

2 徳島県林業改善資金貸付規則

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県流域下水道事業財務規則（規則第五十二号）

一 地方公営企業法の財務規定等を徳島県流域下水道事業（以下「下水道事業」という。）に適用することに伴い、下水道事業の財務に関し次に掲げる事項を定めることとした。

1 企業出納員、副企業出納員及び物品取扱員の設置等並びに出納取扱金融機関の指定

2 伝票及び帳簿並びに勘定科目

3 収入の調定、納入通知書の送付及び納付の方法並びに支出の方法及び支払の方法

4 預り金及び預り有価証券の整理

5 出納取扱金融機関に行わせる収納及び支払の事務

6 物品の管理

7 固定資産の取得、管理及び処分、減損処理並びに減価償却

8 各種引当金の計上方法

9 決算の整理及び提出書類

10 予算の作成及び執行

二 その他所要の規定を設けることとした。

三 この規則は、令和二年四月一日から施行することとした。